

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、奈半利町、田野町、安田町、北川村及び馬路村（以下「関係町村」という。）が一体となり、中芸地域の文化財等で構成される日本遺産（以下「日本遺産」という。）を整備・活用することで、地域住民にその魅力の再認識を促し、国内外にその魅力を発信して交流人口の拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 日本遺産魅力発信推進事業に関すること。
- (2) 日本遺産を活用し、地域経済の活性化を図るための事業に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成のために必要なこと。

第2章 組織等

(構成員)

第4条 協議会は、第2条の目的及び前条の事業に関わる自治体の関係部局、文化・観光関連団体、民間事業者等で構成する。その構成員は、別表のとおりとする。

- 2 構成員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 3 構成員の追加は、会長の承認を得るものとする。
- 4 構成員は、その職・氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の職・氏名）に変更があったときは、協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監事 2名

(役員を選任及び任期)

第6条 会長及び副会長は、関係町村の長をもって充て、役員は会員の互選とし、総会の承認を得るものとする。任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 その他の理由により役員を退く場合には、後任者が次期総会までの間は、その役員を引き継ぐものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(プロデューサー)

第8条 会長は、協議会の行う事業を円滑に実施するため、プロデューサーを置くことができる。

2 プロデューサーは、協議会の実施する事業全体の進捗管理及び調整を行う。

(アドバイザー等)

第9条 会長は、必要があるときは、協議会にアドバイザー及びオブザーバーを置くことができ、会議等への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

第3章 総会

(総会)

第10条 協議会の総会は、構成員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。ただし、会長が会議に出席できないときは、副会長が議長職を務めることとする。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。

(1) 役員を選任に関する事。

(2) 規約の制定及び改廃に関する事。

(3) 事業計画及び収支予算に関する事。

(4) 事業報告及び収支決算に関する事。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項に関する事。

4 総会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

5 総会の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

6 総会に出席できない構成員は、あらかじめ会長に報告したうえで、会議に代理の者を出席させる又はあらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。

7 会長が緊急の必要があると認めるときは、総会は書面議決をもって代えることができる。

第4章 幹事会

(幹事会の設置と役割)

第11条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会の方針決定を受け、その目的を達成するため、次に掲げる事項を審査し、決定

する。

- (1) 日本遺産魅力発信推進事業の実施に関する事。
- (2) 日本遺産を活用し、地域経済の活性化を図るための事業に関する事。
- (3) 事業の広報及びPR活動に関する事。
- (4) 関係町村及び関係団体等との調整に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するため必要な事。

(幹事会の構成)

第12条 幹事会の幹事は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係町村の副町村長
- (2) 第16条第2項に規定する部会長及び幹事長が指名する者

(幹事会の役員)

第13条 幹事会に幹事長1名及び副幹事長1名を置く。

- 2 幹事長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 副幹事長は、幹事のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときにその職務を代理する。

(幹事会の会議)

第14条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

- 2 幹事長を除く各幹事は、あらかじめ幹事長に報告したうえで、会議に代理の者を出席させる又はあらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。

(幹事会の議決)

第15条 幹事会の会議の議決は、出席幹事の過半数の同意をもって決する。

(部会の設置)

第16条 幹事会は、第3条の事業を実施するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会には部会長を置き、部会長は幹事長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会に関する事項は、幹事長が定める。
- 4 部会長は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、安田町役場内に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、会長が任免する。

第6章 協議会の経費の支弁の方法及び事務管理

(協議会の経費の支弁の方法)

第18条 協議会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係町村の負担金

(2) 補助金、助成金、協賛金

(3) その他の収入

2 前項第1号に規定する関係町村の負担金の額は、協議会の予算において定めるものとし、その負担割合は、均等割50%、人口割50%とする。

3 協議会の収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は毎年度終了後2か月以内に、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(業務の執行)

第19条 協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、会長が別に定める。

第7章 解散その他

(解散)

第20条 協議会は、第2条の目的が達成されたとき、総会の議決により解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 協議会が解散する場合において有する残余財産の帰属については、総会の議決により決する。

(その他)

第22条 この規約に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成28年8月5日から施行する。

2 協議会の設立当初の役員及び事務局長は、第5条第2項、第3項及び第4項並びに第23条第2項の規定にかかわらず、設立総会で選任するところによる。

3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第24条第3項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 協議会の設立初年度の会計年度については、第24条第4項の規定にかかわらず、協議会の設立の日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成29年6月29日から施行する。(日本遺産認定に伴う一部改正)

附 則

この規約は、平成29年6月30日から施行する。(一部改正)

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。(一部改正)

別表（第4条関係）

- ・ 奈半利町
- ・ 田野町
- ・ 安田町
- ・ 北川村
- ・ 馬路村
- ・ 中芸地区森林鉄道遺産を保存・活用する会
- ・ なはり浦の会
- ・ 田野まちづくり塾・衆
- ・ 中山を元気にする会
- ・ 北川村観光協会
- ・ 馬路村観光協会
- ・ 高知県旅館ホテル生活衛生同業組合東部支部
- ・ 一般社団法人高知県東部観光協議会
- ・ 中芸地区商工会
- ・ 四国森林管理局
- ・ 馬路村農業協同組合
- ・ 高知県農業協同組合
- ・ その他協議会の目的・事業に賛同するもの